



報道関係者各位

エコマーク「テイクアウト・デリバリー店舗」 の認定を開始

公益財団法人日本環境協会(所在地:東京都千代田区、理事長:新美 育文)が運営するエコマークは、「テイクアウト・デリバリー店舗」を対象とする認定基準を3月1日付で制定し、認定審査の申込受付を開始しましたことを、お知らせいたします。

◇No.511「テイクアウト・デリバリー店舗 Version1」について

エコマークでは、2017年に商品類型 No.505「飲食店 Version1」の認定基準を制定し、環境に配慮した飲食店の認定を行ってきました。2020年以降、新型コロナウイルス感染拡大防止のために緊急事態宣言の発出や外出自粛等の要請が行われ、多くの飲食店が時短営業や休業を余儀なくされることとなりました。その間、イートインでの市場が縮小する一方で、デリバリーやテイクアウトサービスの需要が急伸するという消費者の行動変容が生まれましたが、現行の No.505 基準では適用範囲外となっています。また、本年4月から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、テイクアウトで使用される容器包装についても環境に配慮されたものにするのが求められています。このような背景を踏まえ、事業者の環境配慮への取り組みを喚起するとともに、サービス利用などを通じた消費者への認知拡大を図り、社会全体の環境負荷低減に資することを目的として、同サービス店舗の認定基準を新たに策定しました。

また近年、サプライチェーンの CO₂ 排出量の削減が注目されていることを受けて、認定基準のポイント⑤の報告値をもとに、エコマークでは初めて、事務局において CO₂ 排出量を推計し、ウェブサイト等で公表し、取り組みを促進する予定です。

<認定基準のポイント>

- ①環境配慮がなされた食材の調達
- ②食品ロス削減の工夫、食品リサイクルの推進
- ③容器包装・カトラリー類の使用量削減、環境負荷低減効果が確認された素材への代替
- ④配達車両の長期使用化、エコドライブの実践 など
- ⑤調達、調理、廃棄物等に伴う CO₂ 排出量を算定するための活動量の報告

認定基準の詳細: <https://www.ecomark.jp/service/shop/>

<本件に関するお問い合わせ>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課
〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMMビル 5階
TEL: 03-5829-6284 E-mail: info@ecomark.jp

<エコマークについて>

国際標準化機構の規格 ISO14024「タイプ I 環境ラベル制度」に基づく認定制度です。1989年に創設され公益財団法人日本環境協会が運営しています。環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる商品やサービスにつけられ、消費者が暮らしと環境の関係を考え、環境保全の面でより良い商品を選びやすくすることを目的としています。

エコマーク事務局ホームページでは、最新情報を随時アップしています。 <https://www.ecomark.jp/>